

第69回税理士試験 法人税法
第一問(理論)解答

問1 (20点)

(1)

(1) 会計期間を定めている場合 (3点)
事業年度とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間 (以下「会計期間」という。) で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄附行為、規則若しくは規約その他これらに準ずるもの (以下「定款等」という。) に定めるものをいう。
(2) 会計期間を定めていない場合 (3点)
① 法令又は定款等に会計期間の定めのない場合には、設立等の日以後2月以内に会計期間を定めて納税地の所轄税務署長に届け出た会計期間をいう。
② ①の届出をすべき法人 (人格のない社団等を除く。) が、その届出をしない場合には納税地の所轄税務署長が指定して書面により通知した会計期間をいう。
③ ①の届出をすべき人格のない社団等がその届出をしない場合には、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。
(3) 1年を超える会計期間の場合 (2点)
上記(1)、(2)の期間が1年を超える場合には、その期間をその開始の日以後1年毎に区分した各期間 (最後に1年未満の期間が生じたときは、その1年未満の期間) をいう。

(2)

ケース1

①	内国法人が事業年度の中途において解散 (合併による解散を除く。) をした場合 (2点)
②	その事業年度開始の日から解散の日までの期間及び解散の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間 (2点)

(2) 続き

ケース 2

①	清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定した場合（2点）
②	その事業年度開始の日から残余財産の確定の日までの期間（2点）

ケース 3

①	清算中の内国法人が事業年度の中途において継続した場合（2点）
②	その事業年度開始の日から継続の日の前日までの期間及び継続の日からその事業年度終了の日までの期間（2点）

※以下別解

- (4) 法人が事業年度の中途において合併により解散した場合
その事業年度開始の日から合併の日の前日までの期間
- (5) 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が事業年度の中途において新たに収益事業を開始した場合
その事業年度開始の日から解散の日までの期間及び解散の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間
- (6) 公益法人等が事業年度の中途において普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった場合又は普通法人若しくは協同組合等が事業年度の中途において公益法人等に該当することとなった場合
その事業年度開始の日からこれらの場合のうちいずれかに該当することとなった日の前日までの期間及びその該当することとなった日からその事業年度終了の日までの期間

問 2 (30点)

(1)

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待
供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの(一定の費用を除く。)をいう。(3点)

(2)

1	専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用(1点)
2	飲食費であって、1人当たりの金額が5千円以下の費用(1点)
3	カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手拭いその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用(1点)
4	会議に関して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用(1点)
5	新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用(1点)

(3)

1	<p>(1) 原則 (2点)</p> <p>接待飲食費の額の50%相当額</p> <p>(2) 特例 (3点)</p> <p>その事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である法人(その事業年度終了の日において資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係があるもの等を除く。)は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定める金額。</p> <p>① その交際費等の額が年 800万円(以下「定額控除限度額」という。)以下である場合…その交際費等の額</p> <p>② その交際費等の額が定額控除限度額を超える場合…定額控除限度額</p>
2	<p>接待飲食費の額の50%相当額 (2点)</p>

(4)

<p>接待飲食費とは、交際費等のうち飲食その他これに類する行為のために要する費用(専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。以下「飲食費」という。)で、その旨につき帳簿書類に記載して明らかにされているものをいう。(3点)</p>

(5)

事実 関係	該当の可否とその理由
1	<p>(1) 交際費等に該当するかどうかの可否（2点） 旅行に要する費用 400,000円及び参加できなかった得意先に対する積立金の支出額 100,000円は交際費等に該当する。</p> <p>(2) (1)の理由（2点） 税務上、交際費等から除かれる売上割戻しは、一定の基準による金銭、事業用資産又は少額物品の交付に限られることから、旅行への招待費用は、交際費等から除かれる売上割戻しには該当しない。 よって、旅行に要する費用 400,000円は交際費等に該当する。 また、旅行に参加できなかった得意先に対して支出をした金銭 100,000円については、当初の預かり金の目的が旅行に招待するためであることから、旅行に要する費用と同様に交際費等に該当する。</p>
2	<p>(1) 交際費等に該当するかどうかの可否（2点） 下請け企業に対する表彰金 150,000円は交際費等に該当しない。</p> <p>(2) (1)の理由（2点） 下請け企業の従業員に対する表彰金の支給は、原則として交際費等に該当するが、表彰された下請け企業の従業員については、当社の従業員と同様の条件により支給されていることから、当該下請け企業の従業員は、当社の従業員と変わらないものと考えることができる。 また、従業員の福利厚生の一環として行われる社内行事等の費用は福利厚生費に該当し、福利厚生費は交際費等から除かれていることから、下請け企業に対する表彰金 150,000円は交際費等に該当しない。</p>
3	<p>(1) 交際費等に該当するかどうかの可否（2点） 謝礼等の支払いに要する費用 900,000円は交際費等に該当する。</p> <p>(2) (1)の理由（2点） バスやタクシーの運転手、旅行会社の添乗員等は当社が営む事業に関係のある者であり、その者に対する謝礼金は贈答に該当し、かつ、交際費等から除かれる費用に該当しないことから、当該謝礼金は交際費等に該当する。</p>